

広島県告示第七七十五号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急診療所として認定した。

平成二十一年八月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

名称	なんば医院
所在地	府中市土生町一五七二番地の二
効力を有する期限	平成二四年八月二十七日
備考	新規